## 令和5年 第1回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和5年1	月10	日 (火)				
招集場所	鏡野町役場	3階	特別会	会議室			
開議	午前11時	0 0分	~午前:	11時24分	<b>}</b>		
応招委員	1番	小椋	清美		7番	田渕	智之
					8番	北山	政士
	3番	難波	基訓		9番	近藤	克己
	4番	栁井	正信		10番	川口	肇司
	5番	正影	博一		11番	竹下	桂輔
	6番	河中	司				
不応招委員							
出席委員数	10名						
欠席委員数	0名						
本会議に職務の	事務局長	小椋	正己	(産業観光課	果 課長)		
ため出席した者	課長補佐	角田	貴之	(産業観光課	課長補佐)		
の職、氏名	主任	山崎 着	裕司	(産業観光調	! 主任)		

議事日程	審議事項				
日程第1	議事録署名委員の指名について				
日程第2	会期の決定				
日程第3	報告第1号	農地法第18条第6項の規定による解約について			
日程第4	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について			
日程第5	議案第2号	農地法施行規則第17条第2項の規定による農地取得下限			
		面積の個別指定について			
日程第6	議案第3号	非農地証明願について			
日程第7	議案第4号	農地法第4条の規定による許可申請について			
日程第8	議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について			
日程第9	議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用			
		地利用集積計画の決定について			
日程第10	その他				
委員提出議案の					
提出					
会議録署名委員	4番	柳井 正信			
の指名	5番	正影 博一			

議事の経過					
発 言 者	発 言 の 要 旨				
会長 川口	ただいまの出席委員は、10名のうち10名です。				
	定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回鏡野町農業委員				
	会を開催します。				
	本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。				
	日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に、4番				
	柳井 正信 委員、5番 正影 博一 委員を指名します。				
	日程第2 会期決定の件を議題にします。お諮りします。本会の会期は、				
	本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。				
委員	「はい。」				
会長 川口	異議なしと認めます。よって会期は、本日の1日間に決定しました。				
	日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約につい				
	て、この報告の1番から9番までの案件について、事務局より提案理由の				
	説明を求めます。事務局長。				
事務局長の小椋	令和5年第1回1月農業委員会議案2ページをご覧ください。				
	報告、第1号、農地法18条第6項の規定による解約について、でござ				
	います。				
	番号1 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、2,11				
	0 m <sup>2</sup> 、他計2筆、4,262 m <sup>2</sup> 、合意解約によるものです。				
	番号2 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、3,74				
	6 ㎡、合意解約によるものです。				
	番号3 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、177㎡、				
	他計5筆、3,301㎡、合意解約によるものです。				
	番号4 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、2,48				
	5 m <sup>2</sup> 、他計 2 筆、 4 , 1 9 2 m <sup>2</sup> 、合意解約によるものです。				
	番号5 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1,80				
	5 m <sup>2</sup> 、合意解約によるものです。				
	番号6 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1,09				
	2 m <sup>2</sup> 、他計2筆、1,142 m <sup>2</sup> 、合意解約によるものです。				
	番号7 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1,99				
	8㎡、合意解約によるものです。				
	番号8 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、699㎡、 合意解約によるものです。				
	音息解約によるものです。 番号9 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、699㎡、				
	街々は 貝八、♥♥、旧八、♥♥、上地の別任は、♥♥、四、099m、				

合意解約によるものです。

以上、9件です。

会長 川口

これをもって、報告を終わります。

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、 この議案の1番から3番までの案件を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長 小椋

議案4ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

番号1 譲渡人、 $\oplus \oplus$ 、譲受人、 $\oplus \oplus$ 、土地の所在は、 $\oplus \oplus$ 、田、17 ㎡、他6筆、3,318㎡、譲受人の耕作面積は、129,417㎡、通作距離は0.3 km、大型農機具として、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン2台、売買によるものです。

番号2 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、畑、247㎡、他計3筆、759㎡、譲受人の耕作面積は759㎡、通作距離は0.1km、備考としまして、売買、農地取得下限面積の個別指定を令和4年12月9日に指定をされたものでございます、

番号3 譲渡人、 $\oplus \oplus$ 、譲受人、 $\oplus \oplus$ 、土地の所在は、 $\oplus \oplus$ 、田、1,998㎡、譲受人の耕作面積は3,136㎡、通作距離は0.1km、大型農機具として、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、いずれもリースによるものです、売買によるものです。

以上、3件です。

会長 川口

これをもって提案理由の説明を終わります。本件について追加説明を許します。

追加説明なしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑無しと認めます。

お諮りします、本件を承認することにご異議ございませんか。

委員

「はい。」

会長 川口

異議なしと認めます。

よって議案1号 農地法第3条の規定による許可申請についての件は承認することに決定しました。

日程第5 議案第2号、農地法施行規則第17条第2項による農地取得

下限面積の個別指定について、この議案の1番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長 小椋

議案5ページをお開きください。

議案第2号 農地法施行規則第17条第2項による農地取得下限面積の 個別指定について、でございます。

番号1 申請者及び空き家及び土地の所有者は、 $\bullet \bullet$ 、土地の所在地は  $\bullet \bullet$ 、田、682㎡、他計2筆、1,782㎡、以上、1件でございます。

会長 川口

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います、質疑はありませんか。

(発言なし)

質疑無しと認めます。

おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。

委員

「はい。」

会長 川口

ご異議無しと認めます。よって、議案第2号、農地法施行規則第17条 第2項による農地取得下限面積の個別指定について、承認することに決定 しました。

日程第6 議案第3号、非農地証明願について、議案の1番から4番までの案件を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。

事務局長 小椋

議案6ページをご覧ください。

議案第3 非農地証明願について、でございます。

番号1 申請人、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は田、面積、3 9 6 ㎡、他計3筆、1,5 9 8 ㎡、現況内容は宅地で、申請理由は、5 0 年以上前から物置、倉庫を建築し、耕作しておらず、農地として使用できないため。

番号2 申請人、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は田、面積、3 92㎡、現況内容は宅地で、申請理由は、25年以上前に倉庫を建築し、 耕作しておらず、農地として使用できないため。

番号3 申請人、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は畑、面積、7 6 0 ㎡、現況内容は山林で、申請理由は、5 0 年以上前の植林をし、耕作しておらず、農地として使用できないため。

議案7ページをご覧ください。

番号4 申請人、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は田及び畑、面

積は899㎡、他計8筆、4,644㎡、現況内容は雑種地で、申請理由は、24年前から資材置き場として使用し、耕作しておらず、農地として使用できないため。

以上、4件でございます。

去る12月28日、非農地証明事務要領によります現地確認を役員にて 実施しました。その結果、いずれの議案も要領の対象要件を満たすもの、 非農地として報告させていただきます。以上でございます。

会長 川口

これをもって提案理由の説明を終わります。

本件について追加説明を許します。

追加説明なしと認めます。

お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。

委員

「はい。」

会長 川口

ご異議なしと認めます。よって議案第3号 非農地証明願については承認することに決定しました。

日程第7 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、 この議案の1番の案件を議題とします。事務局から提案理由の説明を求め ます。事務局長。

事務局長 小椋

議案8ページをご覧ください。議案第4号 農地法第4条の規定による 許可申請について、でございます。

番号1 申請人、●●、土地の所在は、●●、田、863㎡,他計2筆、960㎡、転用計画の用途及び事由は、農業用施設の増設、既存の農業用倉庫が手狭になり、農業用倉庫を増設するもの、期間は永年、施設の概要は農業用施設用地、280㎡、農業用倉庫、42.0㎡、資金計画は●●で、第一種農地、例外許可規定、「農機具格納庫等農業生産資材の貯蔵又は保管する施設」に分類、令和4年5月12日、農振農用地から農業施設用地へ用途変更されております。●●水利組合、●●土地改良区の承諾を得られております。

以上、1件でございます。

会長 川口

これをもって提案理由の説明を終わります。本件は農地部会委員により、 現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。農地部会長、 8番 北山委員。

北山 委員

こちらの案件についてでございますが、昨年7月総会において承認され

なかった案件ですが、その後本人からの事情聴取し、今回の件の反省、農業への意欲、意気込みを確認しました。

●氏の長男も就農しており、規模拡大の意向をされており、昨年春には隣接地に苗床を造成し、その利用にも、次期件に向けて今回の土地、倉庫を使用する事業計画も行っており、農業委員会としては、この無断転用である状態を解消するため必要でもあり、今回追認するべき判断を行ったものでございます。

なお、現地確認を行い、問題ないとして報告させていただきます。以上 でございます。

会長 川口

本件について。追加説明を許します。

(発言なし)

追加説明なしと認めます。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言なし)

質疑無しと認めます。

おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。

委員

「はい。」

会長 川口

ご異議なしと認めます。よって議案第4号 農地法第4条の規定による 許可申請についての件は、承認することに決定しました。

日程第8 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についての 議案の1番から6番までの案件を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。

事務局長 小椋

議案10ページをお開きください。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。

番号1、2、3につきましては、町が建設予定の●●保育園の建設に伴 う一連のものでございます。

番号4、5、6につきましては、住宅用地に伴う一連のものでございますので、転用計画、それから備考についてはいずれも、3番、6番にまとめて説明をさせていただきます。

番号1 使用借人  $\bullet \bullet$ 、使用貸人、 $\bullet \bullet$ 、土地の所在は、 $\bullet \bullet$ 、田、1,574㎡。

番号2 使用借人 ●●、使用貸人、●●、土地の所在は、●●、田、628㎡、他計2筆、2,428㎡。

議案11ページをご覧ください。

番号3 使用借人 ●●、使用貸人、●●、土地の所在は、●●、田、1,713㎡、他計2筆、3,984㎡、転用計画の用途及び事由は、新園舎建築に係る地質調査、●●保育園老朽化に及び定員の拡充による新園舎の建築を予定しており、予定地の地質調査を行うもの、期間は一時転用、施設の概要はボーリング調査10か所、所要面積、200㎡、資金計画は●●、備考としまして、第一種農地、例外許可規定、「公共性が高いと認められる事業で土地収用その他の法律により土地を収用し又は使用することができる事業」に分類、令和3年5月19日、農振農用地除外されております、●●水利組合の承諾を得られております。

続きまして、番号4 譲受人、●●、譲渡人、●●、土地の所在は、● ●、田、699㎡。

議案12ページをご覧ください。

番号5 譲受人、●●、譲渡人、●●、土地の所在は、●●、田、809 m<sup>2</sup>。

番号6 譲受人、●●、譲渡人、●●、土地の所在は、●●、田、612㎡、転用計画の用途及び事由は、住宅用地、近隣環境が住宅地に適しており、特定建築条件付き売買予定地として造成する、期間は永年、施設の概要は住宅区画8区画、1,720㎡、進入路、400㎡、資金計画は●、備考としまして、第二種農地、●●水利組合承諾、●●土地改良区の承諾を得られております。

以上、6件でございます。

会長 川口

本件は、農地部会委員より現地確認をしておりますので、ご報告をお願いします。農地部会長 8番 北山委員。

北山委員

先ほど、事務局から説明がございました。

4番5番6番についてですが、農地部会で確認に行ってまいりました。 別に問題ないということでございますので、承認させていただきました。 以上、報告を終わります。

会長 川口

1、2、3番の件は一時転用じゃけん、終了後、確認ですね、それでいいですね。

本件について、追加説明を許します。

追加説明なしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑無しと認めます。

お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。

委員「はい。」

会長川口ご異議なしと認めます。

よって議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についての件は承認することに決定しました。

日程第9 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。

事務局長 小椋 議案15ページをご覧ください。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用 地利用集積計画の決定について、でございます。

利用権の設定でございます。

新規20件、39,565㎡、更新30件、41,058㎡、計50筆、80,623㎡、以上でございます。

会長川口これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑無しと認めます。

お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。

委員「はい。」

会長川口 ご異議なしと認めます。

よって議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。

日程第9 その他について、その他協議事項はありませんか。

ありませんか。

以上をもちまして、本会に付議された案件はすべて終了しました。

会議を閉会します。

それにご異議ございませんか。

委員「はい。」

会長川口 異議なしと認めます。

よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。 これにて、令和5年第1回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。(散会)